



定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和2年11月27日

| | |
|---------|-------|
| 香美市監査委員 | 岡本 明弘 |
| 香美市監査委員 | 岩崎 昭雄 |
| 香美市監査委員 | 小松 紀夫 |



記

1 措置を講じた部署

税務収納課・市民保険課

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 令和2年10月29日

(2) 措置通知年月日 令和2年11月16日

(3) 指摘事項

香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴られていないものがあつた。今後は、同規程第6条及び第7条を遵守されたい。

(4) 措置等の内容

① 契約規則に定められた事務の取り扱いがなされていなかった。（税務収納課）

回答

財務規則第39条に係る事務を行う場合は、諸規程に基づき適正に事務処理を進めるよう努めてまいります。

② 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴られていないものがあつた。（税務収納課）

回答

保存期間内の文書につきましては、文書事務取扱規程第39条第2項の規定に基づき適正な文書管理に努めてまいります。

③ 見積書提出依頼の条件に反した随意契約がなされていた。（市民保険課）

回答

見積書開封に立ち会うときは、予定価格調書だけでなく、見積依頼書、仕様書等関係文書にも照らし合わせて確認します。また、どの職員が立会しても同様に実施するよう、課内職員に周知します。